

様

八戸地域広域市町村圏事務組合
管理者

印

行政文書開示請求却下通知書

年 月 日付けでなされた行政文書の開示請求については、次の理由により請求を却下します。

開示請求に係る行政文書の名称	
請求を却下する理由	
担当課（室）	電話番号（ ） 内線
備 考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として（八戸地域広域市町村圏事務組合管理者が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課（室）へご連絡ください。

- 開示請求に係る行政文書のうち開示しない部分について、将来、開示することができる期日が明らかである場合にはその期日を記載してありますので、当該部分の開示を求めるときは、記載されている期日以降に改めて開示請求をしてください。
- 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。